

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和5年11月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第46号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第21号）中第1条の規定の施行期日は、令和6年1月1日とする。

(児童福祉センター)